

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明 様

福島第一原子力発電所の廃炉、原子力損害賠償の
完全実施及び復旧・復興への協力に関する要求書

令和 6 年 1 月 4 日

福島県双葉町長 伊 澤 史 朗



福島県双葉町議会議長 伊 藤 哲 雄



福島第一原子力発電所の廃炉、原子力損害賠償の完全実施及び復旧・復興への協力に関する要求書

平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所事故から12年9ヵ月が経過し、令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、昨年9月29日には特定帰還居住区域復興再生計画が認定されたが、ほとんどの町民が未だ先の見えない不安を抱き、長期の避難生活を強いられている状況である。

また、過酷な事故を起こし、30～40年とも言われる廃炉作業が続く福島第一原子力発電所に加え、苦渋の決断の末、受け入れた中間貯蔵施設を抱え、更にはALPS処理水の海洋放出の開始と極めて厳しい状況であり、町の復旧・復興の実現に向けては課題が山積している。

東京電力は、町の復旧・復興の取り組みに最大限協力するとともに、被災地域さらには福島県全体の復興のため、事故の原因者としての責務を果たす義務がある一方で、福島第一原子力発電所の廃炉作業において、作業手順や基本動作の不徹底が原因とされるトラブルが多発している状況は誠に遺憾である。

廃炉作業やALPS処理水の海洋放出については、安全性の欠如によるトラブルやヒューマンエラー等が発生しないよう、万全を期することはもとより、町民に不信感を与えることのないよう、緊張感を保って最後まで責任をもって、安全かつ着実に廃炉作業を進め、一日も早い被災地域の復興に尽力すべきである。

原子力損害賠償については、原発事故により甚大な被害を受けている町民に対する様々な賠償に関して、今もなお、ほとんどの町民が避難生活を強いられているという町の特殊な事情を深く認識し、被害実態に即した賠償を確実に行うよう再三にわたり求めているが、その求めに真摯に応じているとは言い難いため、東京電力においては、改めて「3つの誓い」の意義を再認識し、加害者としての責任を全うすべきである。

以上を踏まえ、改めて、特に下記の事項について、その実施を強く求める。

記

1. 福島第一原子力発電所の廃炉関連

(1) 安全かつ着実な廃炉の実施について

町民をはじめとする周辺住民が安心して暮らせるよう、中長期ロードマップを踏まえ、廃炉作業の安全かつ着実な実施に引き続き取り組むとともに、廃炉作業に従事する作業員の健康管理、安全に対する教育・訓練の充実はもとより、技術者の世代交代が進むことを見据え、計画的かつ安定的な要員確保及び技術・技能の維持向上等の徹底を図り、長期にわたる廃炉作業が着実に進むよう取り組むこと。

(2) 安全対策の徹底について

昨年10月に福島第一原子力発電所において発生した、増設ALPS配管洗浄作業における身体汚染や、同月に柏崎刈羽原子力発電所において発生した核物質防護に関わる不適合事案など、作業手順や基本動作の不徹底が原因とされるトラブルが発生している状況は誠に遺憾であり、安全対策が欠如していると言わざるを得ない。

安全性の欠如によるトラブルやヒューマンエラー等が発生しないよう、万全を期することはもとより、町民に不信感を与えることのないよう、緊張感を保って最後まで責任をもって、万全な対策を講じること。

(3) ALPS 処理水の海洋放出について

ALPS 処理水の海洋放出に当たっては、想定外の事態が生じることのないよう、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じるとともに、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合、更には、町及び町民に風評被害が発生した場合には、迅速かつ確実に放出を停止すること。

(4) 国内外への正確な情報発信について

ALPS 処理水については、今なお海洋放出に反対する意見や新たな風評への懸念、生業の継続への不安の声など様々な意見が示されている。

ALPS 処理水の海洋放出や廃炉作業におけるトラブル等の不祥事が、町民の不安や帰還意欲の低下、ひいては町の復興の妨げとならないよう、正確でわかりやすい情報発信を通して、国内外の理解醸成に取り組むこと。

2. 原子力損害賠償関係

(1) 帰還困難区域の日常生活阻害慰謝料について

令和4年12月20日に決定した「中間指針第五次追補」の避難費用及び日常生活阻害慰謝料について、当町を含む帰還困難区域等は、特段の事情がある場合を除き平成30年3月末までを賠償の対象となる期間の目安としている。

当町では、令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示解除が実現し、原発事故から11年5か月でようやく住民の居住が可能となったが、今もなお町域の約85%が帰還困難区域となっており、多くの町民がいつふるさとに帰還できるのか不安な中、先の見えない避難生活によって計り知れない精神的な損害を受けている。

この状況を踏まえ、東京電力は、改めて当町における被害状況を深く認識し、避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償となる期間は、少なくとも当町の特定復興再生拠点区域が解除された令和4年8月30日までとするよう、自らの判断で早急かつ真摯に賠償期間の見直しを行うこと。

(2) 商工業者に対する営業損害に係る賠償について

商工業者に対する営業損害について、将来分を含む一括賠償後の追加賠償が認められた事例が極めて少数であると認識している。特に、当町は、他の被災地域と異なり、町民は今後も長期の避難を強いられた状態が継続し、事業再開の見通しが立たないなど、事業者が被っている損害は甚大である。

東京電力は、原子力発電所事故との相当因果関係の確認に当たり、個別訪問等による実態把握に努め、定性的要因を積極的に採用するなど、簡易な手法で柔軟に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応すること。また、営業損害の一括賠償後の取扱いについても、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、表面的・形式的に判断することなく、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を確実かつ迅速に行うこと。

(3) 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介について

原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続においては、申立件数のうち約8割で和解が成立しており、そのうち、個別事情による精神的損害の増額など、指針の基準を超えた和解が成立している。

東京電力は、原子力災害の原因者として和解事例を積極的に受け入れ、確実に賠償を行うこと。また、同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介の手続きによらず、直接請求によって一律に対応すること。

3. 双葉町の復旧・復興に向けた取組みへの協力関係

(1) 中野地区復興産業拠点への企業立地と施設の活用について

中野地区復興産業拠点においては現在、22件の立地協定を締結し、17件が操業を開始しており、町の復興の中核となっている。同拠点が福島第一原子力発電所に近接した産業団地であるという優位な立地環境を踏まえ、廃炉技術の最前線基地として、各種施設の町への立地を図り、更なる町の復興へ寄与すること。

(2) 双葉町内への企業参入及び雇用の拡充について

町が整備を進めている中野地区復興産業拠点は福島第一原子力発電所に近接しており、今後さらに迅速かつ正確な作業が求められる廃炉作業において優位な立地環境であることを踏まえ、技術者研修拠点以外にも町内にグループ企業及び関連企業と連携し、同拠点への立地や町内での雇用の拡充を図る取組を推進すること。また、地元企業においては、地元の利を生かした迅速な対応が出来ることから、廃炉作業等への参入など地元との連携など積極的な環境づくりに取り組むこと。

(3) 双葉町内における社員寮の再開・再整備等について

町では、早期の帰還環境整備のため、JR双葉駅周辺における交流拠点の形成に向けた取組の更なる加速化を図りたいと考えている。町内の賑わい再生に向け、グループ企業はもとより関連企業も含め町の復興への協力を率先して行うこと。

また、住民帰還が進まない町内での防火・消防活動の一貫として、東京電力及びグループ企業の社員の皆さんの当町消防団への入団について、特段の配慮をもって取り組むこと。